

AI 時代における録音行為の法的評価

荒岡 草馬^{1,2*} 原口 和徳¹ 藤村 明子^{1,2}

概要：昨今、AIを用いた音声認識技術の性能向上などにより、職場やプライベート環境における録音行為の需要が拡大している。また今後、公共空間における常時録音と音声強調技術・異音検知技術等との組み合わせにより、日常生活におけるあらゆる局面での会話音声が収集・分析される社会の到来が予想される。我が国における録音行為の法的評価としては、従来民事訴訟や刑事訴訟における証拠能力をめぐる議論が存する一方で、録音行為自体の違法性や権利侵害の有無について検討した研究は少ない。本報告は、録音行為の類型的な整理を通じて、当該行為の適法性や権利侵害の有無について検討するものである。

キーワード：秘密録音、音声認識、音声合成、音声強調

Legal Analysis of Voice Recordings in the AI Age

Soma Araoka^{1,2*} Kazunori Haraguchi¹, Akiko Fujimura^{1,2}

Abstract: In recent years, demand for recording activities in workplace and private settings has grown due to improvements in AI-powered voice recognition technology. A future society where conversational voices from all aspects of daily life are collected and analyzed seems likely, as continuous recording in public spaces combines with voice enhancement or anomalous sound detection technologies. While legal discussions in Japan have traditionally focused on the evidential capacity of recordings in civil and criminal litigation, there has been limited research on whether recording activities themselves are illegal or infringe upon rights. This report examines the legality of such activities and potential rights infringements through a systematic typological organization of recording activities.

Keywords: Secret recording, speech recognition, speech synthesis, speech enhancement

1. はじめに

1.1 背景

我々が発する「声」や普段の生活の中で生じる「音」は、物理現象としては空気の振動であり、そのままの状態では形を留めることができない。しかし、録音技術の発達により、我々はある一時点における音声を固定化することが可能となった。

今日では、特別な収録機材を用意せずとも、スマートフォンやウェアラブルデバイスに備わる録音機能により、誰でも簡単に録音を行うことができる。また、一定の雑音環境下においても、人の発話音声だけをクリアに抽出したり、録音音声から文字を書き起こしたりと、これまで録音後に別途処理が必要であった作業が録音とほぼ同時に行われる機能を備えたものも存在する。

このように、収録機器の性能向上、記録メディアの大容量化、音声処理技術の高度化といった技術の発達は、我々が日常的に録音を行うことを容易ならしめていると言えよう。

それに伴い、人々の行動様式と録音に対する態度にも変化が生じている。職場においても、オンライン会議が主流

となり、使用されるオンライン会議ツールの多くには、会議の映像・音声を記録する機能が備わっている。オフラインの打ち合わせ等であっても、最近では録音とAIによる文字起こし、要約のための専用デバイスも販売されている。また、家庭内スマートフォンの機種によっては、通話を録音し、文字起こしする機能を備えたものも普及している[1]。

他方、録音が日常的に行われる社会においては、私的な会話が録音・公開されることによるプライバシー侵害や、企業等の機密情報が予期せぬ形で漏洩するといった問題が生じる。Microsoft が 2019 年に示したレポート[2]によれば、音声アシスタントの利用の上で、個人情報やプライバシーへの懸念を示す回答が多数見られた。

さらに、近年問題となっている、著名人等の声の無断合成との関連では、録音した音声がインターネット上などで入手しやすくなり、学習素材の増加によるさらなる被害の拡大も想定されうる。

したがって、技術の発達や録音環境の変化に伴い生じる法的問題についても、検討を行う必要がある。

1.2 問題の所在

従来、録音行為の法的課題という点では、米国や欧州を

1 NTT 株式会社 社会情報研究所

Social Informatics Laboratories, NTT, Inc.

2 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

Graduate School of Media and Governance, Keio University

* soma.arauka@ntt.com

【論文原稿：上記*の文字書式「隠し文字」】

中心に、家庭用音声アシスタントのプライバシー問題が主な議論の対象とされてきた[3]。しかし、一般に家庭内における会話がプライバシー保護の対象となることは言うまでもなく、今日ではほとんどの音声アシスタントが事前の同意や録音停止機能を設けるなどの対策を講じることにより、概ね問題は解消されているように思われる。

他方、電話通話や複数人での会話における一当事者による無断録音の適法性や、職場や公共空間といった外的には私的空間とは言い難い環境における録音の法的課題については、少なくとも我が国においては十分な議論がなされていない。

本稿は、そのような場合における録音行為が、我が国の現行法上どのように評価されるのかについて、近時の無断録音をめぐる裁判例を素材とした類型的整理を通じて明らかにすることを目的とする。以下では、まず検討の理論的枠組を得るために、我が国の民事訴訟において無断録音の違法性が争われた裁判例を外観し(第2章)、それらの事案で示された録音の違法性判断の根拠や基準をもとに、録音行為が普及した社会における留意事項について検討を行う(第3章)。

2. 無断録音の違法性判断根拠

我が国の民事訴訟において、無断録音の違法性が争われる際には、大きく①無断録音が権利利益の侵害(不法行為)にあたるかという実体法上の論点と、②無断録音によって収集された証拠が裁判において採用しうるか(証拠能力が認められるか)という手続法上の論点(証拠能力)が問題となる。本稿の問題関心に照らせば、①を中心に考察すべきであるが、②についても、その判断の過程で実体法上の保護法益について言及がなされることもあるため、ここでは②も考察の対象として取り上げる。ただし、民事訴訟における証拠能力論については、これまでに多数の検討がなされているため、本稿では深くは立ち入らない。

2.1 無断録音の不法行為が争われた裁判例

(1) 東京高判昭和56年2月23日

賃貸物件の1階に居住する貸室の賃貸人が、2階の貸室の天井裏にインターホンの子器を隠して設置し、借室人の居室における会話を盗聴できるようにしていたという事案において、東京高裁は、賃貸人によるインターホンの設置により、借室人の平穏な私生活が故意に侵害されたと認めるのが相当であると判断した。本件はいわゆる「盗聴」が問題となった事案であったが、「秘密録音」の場合でも同様の帰結となろう。

(2) 岡山地判平成3年12月17日

旅客運送事業を営む原告が、従業員控室内に盗聴器を設置し、従業員である被告らの会話を盗聴したという事案において、岡山地裁は、「本件従業員控室は、被告が管理する

施設であり、原告らの他にも自由に従業員らが出入りしていたものであるが、原告らは私的な会話等をすることもあったというのであるから、原告らがこのような会話を他人に聞かれていることを容認していたものとは考えられず、本件従業員控室に盗聴器を設置し会話を傍受することは、原告らのプライバシーを侵害するものであって違法なもの」としつつ、「このような場所における会話は、いわゆる私的な場所における会話と比べて、プライバシーとして保護されるべき程度が低いものと考えられる」と判示した(引用箇所のうち、下線強調部分は筆者によるもの。以下同じ。).

(3) 東京地判平成25年9月10日

原告が、離婚した元妻である被告との婚姻中、被告が自宅内に盗聴器(ICレコーダー)を設置したという事案において、東京地裁は「一般に、他人間において、他者が自宅で過ごしているときの状況を本人の了解を得ずにICレコーダーで盗聴する行為は、特段の事情がない限り、違法といるべきであるところ、夫婦間においても、一方配偶者が自宅に1人で過ごしているときに、電源を入れたICレコーダーを置いていくことは、少なくとも当該配偶者に対する不信感の表れであり、婚姻関係の基礎となる信頼関係を傷付ける行為といるべきである」と判示し、原告の慰謝料請求を一部認容した。

2.2 無断録音の証拠能力が争われた裁判例

(4) 東京地判昭和46年4月26日

親族間における不動産取引をめぐる会談の内容を、無断でテープレコーダーに録音し、その後それを反訳して証拠を作成したという事案において、東京地裁は、「録音テープに録取された会談の内容は、本件事件の当事者間で本件事件について質疑がなされた際にこれを一方当事者側において録取したものであり、特に会談の当事者以外にききとられまいと意図した形跡はないから、右録取に際し他方当事者の同意を得ていなかつた一事をもって公序良俗に反し違反に〔原文ママ〕収集されたものであつて、これにもとづいて作成された証拠に証拠能力を肯定することが社会通念上相当でないとするにはあたらない」として、無断録音された音声の証拠能力を肯定した。

(5) 大分地判昭和46年11月8日

原告と被告間における消費貸借契約に関する会談の内容を、原告が無断で録音し、債務の不存在を示す証拠として提出したという事案において、大分地裁は、「相手方の同意なしに對話を録音することは、公益を保護するため或いは著しく優越する正当利益を養護するためなど特段の事情のない限り、相手方の人格権を侵害する不法な行為と言うべきであり、民事事件の一方の当事者の証拠固めというような私的利害のみでは未だ一般的にこれを正当化することはできない」と判示した。裁判所はさらに、「一方、このような無断録音による人格権の侵害は不法行為に基づく損害賠償などで解決すれば足り、無断録音テープの証拠能力に

は影響を及ぼさないとの立場も考えられないわけではないが、反面右損害賠償の義務を甘受することと引換に、不法な手段で獲得した録音テープを法廷に提出することを訴訟当事者の自由に任せ、これを全て証拠として許容することは無断録音による右人格権侵害の不法行為を徒らに誘発する弊害をもたらすと共に、法廷における公正の原則にも背馳するものと言わなければならない」と付言している。

(6) 東京高判昭和52年7月15日

原告が、酒席での被告の発言内容を無断で録音し、自己に有利な証拠として提出したという事案において、東京高裁は、「証拠が、著しく反社会的な手段を用いて、人の精神的肉体的自由を拘束する等の人格権侵害を伴う方法によつて採集されたものであるときは、それ自体違法の評価を受け、その証拠能力を否定されてもやむを得ないものというべきである。そして話者の同意なくしてなされた録音テープは、通常話者の一般的な人格権の侵害となり得ることは明らかであるから、その証拠能力の適否の判定に当つては、その録音の手段方法が著しく反社会的と認められるか否かを基準とすべきものと解するのが相当であり、これを本件についてみると、右録音は、酒席における石上らの発言供述を、単に同人ら不知の間に録取したものであるにとどまり、いまだ同人らの人格権を著しく反社会的な手段方法で侵害したものということはできないから、右録音テープは、証拠能力を有するものと認めるべきである。」

(7) 盛岡地判昭和59年8月10日

ホテルや自動車内で被告の発言内容を無断で録音したという事案において、盛岡地裁は、「一般に被録取者の同意を得ない録音はプライバシーを侵害する違法な行為」であるとした。

(8) 大阪地判令和5年12月7日

本件は、会社の休憩室における会話の無断録音をめぐり、無断録音された音声の証拠能力（本訴）と、休憩室における会話の無断録音の不法行為責任の有無（反訴）が争われた事案である。裁判所は、「無断録音は、本件休憩室の利用者のプライバシー権を著しく侵害する態様のものであることから、本件休憩室で会話をしていた被告らのプライバシー権を侵害したということができ、これによって、被告らは精神的苦痛を受けた。」と判示した。

2.3 考察

ここまで見た裁判例では、無断録音に係る不法行為や証拠能力の判断を行うに当たり、平穏な私生活、プライバシー、人格権といった保護法益の侵害の有無が問題とされている。また、無断録音がなされた場所や状況という観点では、自宅もしくはそれに類するプライベートな空間（ホテル、自動車内）、職場（休憩室）、酒席等がある（表1）。

判決名（略称）	録音場所	保護法益
東京高裁 昭和56年判決	自宅	平穏な私生活
岡山地裁 平成3年判決	職場（休憩室）	プライバシー
東京地裁 平成25年判決	自宅	婚姻関係の基礎となる信頼関係
東京地裁 昭和46年判決	自宅？	公序良俗
大分地裁 昭和46年判決	滞在先	人格権
東京高裁 昭和52年判決	酒席	（一般的）人格権
盛岡地裁 昭和59年判決	ホテル・自動車内	プライバシー
大阪地裁 令和5年判決	職場（休憩室）	プライバシー

表1 無断録音が争われた事案における裁判所の判断

注目すべきは、一般的にプライベートな空間とは考えられていない職場での無断録音行為が、プライバシーの侵害として判断されている点である（岡山地裁平成3年判決、大阪地裁令和5年判決）。特に、大阪地裁令和5年判決は、職場の休憩室が、プライバシーの認められる場所であることについて、次のように説明する。

本件無断録音は、……録音機を他の人に気付かれないと想定するに本件休憩室内に設置して、会話の有無、会話者、会話内容のいかんにかかわらずこれを録音したというものであり、長期間にわたって不特定多数の者の会話を対象として包括的網羅的に証拠を収集するという点で、対面者との特定の会話を承諾なく録音するにとどまる場合とは全く異質の行為といふほかない。そして、……本件休憩室には鍵が掛かっておらず、複数人が出入りする可能性があるとしても、公共の場所とは異なり、基本的に本件会社の関係者しか出入りすることはない。また、本件休憩室……の設備を利用して本件会社の従業員が長距離のトラックによる運送業務のない間に休憩・休息や仮眠をとったり、気分転換のために雑談をしたり、業務に必要な話し合いや会議をしたりできるようになっている。このような本件休憩室の特徴に照らすと、本件休憩室は、不特定多数の者が自由に入り出しができる公共の場所とは異なり、その利用者が、その場に居合わせた者を確認した上で、私事にわたる事柄に限らず、それ以外の事項についてもその場限りのものとして発言することができる、あるいは、自由に個人的な行動に及ぶことができるという意味において、一定のプライバシー権が認められる場所といふことができる。そうであるにもかかわらず、本件無断録音によって、本件休憩室を利用する従業員の休憩中の雑談や生活音、話し合いの内容等が、本

人が知らない間に長期間にわたって包括的網羅的に録音されていたのであるから、本件休憩室の利用者のプライバシー権は、本件無断録音により著しく侵害されたといわざるを得ず、その侵害の程度は対面者との特定の会話を承諾なく録音する場合とは比べることができないくらい深刻なものであったというべきである。[エラー！ブックマークが定義されていません。]

このように、大阪地裁令和5年判決は、「長期間にわたって不特定多数の者の会話を対象として包括的網羅的に証拠を収集する」態様による録音行為は、「対面者との特定の会話を承諾なく録音する」行為とは性質が異なるとしたうえで、前者の行為は、対面での会話における無断録音の場合とは比較できないほどに休憩室を利用する従業員のプライバシー権を侵害するとしたのである。この点につき、岡田教授は「両者の比較によればそのとおりであるが、対面であればプライバシー侵害の程度が低く、証拠能力が認められるとの判断を示したとも考えられ、プライバシーの重要性に鑑みれば疑問が残る」と指摘する[4]。

3. 検討

上記の考察を踏まえ、ここでは、今後録音が普及した社会において想定される課題について検討を行う。

3.1 「プライベート空間」の範囲の拡大

前章の裁判例への考察を受け、今日の社会において「プライベート空間」をいかに観念するかという問題がある。

上机教授は、「私生活空間は、本人のみならず家族なども存在することがあることから、本人自身ないし本人と親密な者でなければ入ることのできない場となるであろう。このような空間は、一般的に他者から遮断されており、他人のアクセスが容易ではない空間であることから、個人がアクセスを望まない空間ということもできよう」、「他方、公道のように不特定多数が行き交う場や店舗のような公的空間は、他者から遮断されていなくとも、私的空间と同視されることがある」[5]と説明する。

今後、公共空間（ここでは、公園や道路といったものに加え、駅や商業施設といった準公共空間をも含めたものを想定する。）における不特定多数を対象とした常時録音や、後に言及する音源分離・音声強調技術などとの組み合わせにより、公共空間であっても、人々の会話の内容が収集・記録される可能性も捨てきれない。そのような状況にあっては、プライベート空間、ないしはプライバシーが認められる状況について、なお検討を深める必要が生じると思われる。

3.2 録音の目的の正当性

前述の通り、会話当事者への無断での録音行為は、平穏な私生活やプライバシー、ないしは人格権の侵害となる場

合がある。

他方、パワハラ・セクハラ行為の立証、事後の検証、報道や記録の目的など、一定の場面においては録音行為が許容・正当化される場合もあると思われる。先に見た裁判例において、実定法上の権利侵害の場合であっても、証拠能力が否定されなかつた事例が存在することが、その事実を補強する。

家庭内暴力（DV）や、職場における各種ハラスメントなどへの対策として、秘密録音が推奨される場合がある。東京都が2025年3月に公表した「カスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル」[6]では、カスタマー・ハラスメントの未然防止、発生時の対応として、顧客等との会話を録音することが望ましいとされている。

秘密録音された音声の公開が、政治や企業活動に対する武器として機能しうる場面もある。2017年には、元衆議院議員が当時の政策秘書に対して浴びせた罵詈雑言を録音した音声が公開され、世間を賑わせた。また最近では、採用活動における面接を受けた学生が、面接の音声を録音し、共有できるサービスが登場しており、物議を醸しているが[7]、圧迫面接や採用活動における性的搾取といった、採用担当者による不当な行為への抑止力になりうるとの評価も見受けられる。

このように、録音がなされることにより、組織や手続における透明性確保につながったり、不正な行為の抑止力としての効果が見込めるとの考え方もありうる。よって、一定の正当性が認められる状況においては、発言者に無断で行われる録音行為が許容されるべきだろう。

他方で、録音によって、常に自身の発言が記録され、公開されるかもしれないと考えながら生活をしなければならないとすれば、人々の表現活動に対する萎縮効果をもたらすことになり、自由主義の観点から問題があるため、録音行為が何の制約も伴わずに認められることには、慎重な態度を要する。

3.3 技術との関連

本稿では、録音行為を対象とした法的評価について論じた。しかし、ある人物の発話音声、ないしは環境音等を録音する行為は、それ自体が目的となるわけではなく、録音によって作成された音声により他の目的を果たすための手段として行われることがほとんどである。その目的とは、典型的には、録音した音声の再生、音声内容の書き起こし（録取）、音声データの複製、編集・加工、第三者への提供、放送、公衆送信等である。これらの行為に加え、ここでは関連する技術による加工・処理の文脈で法的な問題が生じる可能性について検討する。

(9) 音声認識

音声認識とは、入力された音声情報を解析し、対応する文章をテキストで出力する技術である。スマートフォンでの音声文字入力や、上述の文字起こし機能などで採用され

ている。少なくとも、録音行為が許容される場合には、当該録音音声からテキストを出力することが問題となることは少ないとと思われる。

(10) 音声合成

音声合成は、入力されたテキスト情報から、対応する音声を合成し、出力する技術である。昨今のモデルでは、特定の人物の音声をサンプルとして入力することで、その人物に近い合成音声を出力することが可能となっている。録音との関係では、後述する「声の権利」の観点で、権利侵害を構成する可能性が指摘しうる。

(11) 音源分離、音声強調

音源分離とは、ある音に含まれる複数の音源を分離し、別々の音として出力する技術である。また、音声強調とは、雑音等が含まれた音から、目的の音を抽出する技術である。上述の通り、公共空間などでなされた会話が、発言者の意に反して録音された上、音声強調などによりその発言内容が抽出・記録等された場合、プライバシーや平穏な私生活への侵害の恐れが考えられる。

(12) 所望音選別

所望音選別とは、環境音から緊急車両のサイレンや機械の動作音といった特定の音を選別する技術である。選別の対象が人の声や発言内容を対象としたものでない限りは、直ちに法的な問題が生じるとは考えにくいが、他方、常時録音により、意図しない個人情報や要配慮個人情報を取得してしまう可能性がある。

3.4 「声の権利」との関連

最後に、昨今議論の盛り上がりを見せている「声の権利」と本稿が対象とした録音行為との関係性について触れておきたい。

「声の権利」は、現状、法令や判例による明確な定義が存在しない概念であるが、その内容としては、概ね人の声（音声）に関する法的問題や議論全般を指す際の総称的な意味合い（広義の「声の権利」論）と、自己の音声をAIなどによってみだりに合成されない人格的・経済的利益としての意味合い（狭義の「声の権利」論）とに整理できよう。

前者には、著作権法や個人情報保護法といった既存の権利概念や規制との関係において、「録音」の法的評価がなされることとなる。すなわち、実演家が有する録音・録画権（著作権法 91 条）や、氏名等の個人情報が含まれる音声を取得したときの事業者の義務（個人情報保護法 21 条等）等である。

後者には、パブリシティ権や、昨今提唱されている「声の肖像権」[8]、「声の人格権」[9]、「人声権」[10]をはじめとした、声そのものを対象とした権利についての議論が当てはまる。これらの権利との関係では、ある人物の音声を録音する行為までもが権利の射程に含まれるかという点で議論がありうる。中島裁判官が提唱する「人声権」では、

「その人の私的領域において録音された音声が公共の利害に関する事項ではないとき」という類型に当てはまる場合には録音も人声権の侵害になることが示されている[10]。他方、筆者ほかが過去に提唱した「声の人格権」では、AI（音声合成や声質変換）による特定の人物の声を再現する過程において、対象となる人物の声が録音された音声を入力することとなるため、そのような録音行為に対しても権利行使しうるかという文脈で論じている[9]。

4. おわりに

本稿では、近時の録音技術の発展に伴って生じうる新たな法的問題について、従来の裁判例における無断録音の違法性判断を素材として検討を行った。

今後、新たな技術との関係においていかなる法的評価がなされるかについては、具体的な事例の蓄積を待つほかないが、その間にも技術開発者や企業等やプライバシーや人格的価値の毀損を防止するための検討を行うことには大きな意義があろう。本稿が、そのような解決策を講じるうえでの判断の一助となれば幸いである。

謝辞 本研究は、JST ムーンショット型研究開発事業、JPMJMS2215 の支援を受けたものです。

参考文献

- [1] “iPhone で通話を録音して文字に起こす”.
<https://support.apple.com/ja-jp/guide/iphone/iph57c6590e9/ios>, (参照 2025-08-21).
- [2] “Voice report – From answer to action: customer adoption of voice technology and digital assistants”.
https://ppc.world/uploads/article_images/2019/07/study/bingads_2019voicereport.pdf, (参照 2025-08-21).
- [3] “Guidelines 02/2021 on virtual voice assistants Version 2.0”.
https://www.edpb.europa.eu/system/files/2021-07/edpb_guidelines_202102_on_vva_v2_0_adopted_en.pdf, (参照 2025-08-21). “カスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル”.
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharamanual.pdf>, (参照 2025-08-21).
- [4] 上机美穂. 私的事柄の収集行為とプライバシー—不法行為法の観点から—. 情報法制研究. 2019, no. 6, p. 11-21.
- [5] “カスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル”.
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharamanual.pdf>, (参照 2025-08-21). “就活生向けの面接音声投稿サービスが賛否両論～規約は「一切の責任負わず」で学生は損するだけとの指摘も”.
<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/2aef608450dfecb831aa774dc832e867f5e1cb32>, (参照 2025-08-21).
- [6] “生成系 AI 技術の活用に関する提言”.
- [7] 荒岡草馬、篠田詩織、藤村明子、成原慧. 声の人格権に関する検討. 情報ネットワーク・ローレビュー, 2023, vol. 22, p. 24-44.
- [8] 中島基至. 人声権 (Right of Human Voice) の生成と展開. Law & Technology, 2025, no. 106, p. 1-12.